



# 第19回 はむらふるさと祭り

問合せ はむらふるさと祭り実行委員会／産業振興課 ☎ 656



日時 9月21日(土) 正午～午後6時30分  
・22日(日) 午前11時30分～午後6時30分  
会場 小作駅東口駅前多目的広場周辺

### ●プログラム●

※進行により時間が前後する場合があります。

■ 9月21日(土)	
正午～	幼稚園・保育園などによるよさこいソーランほか
午後2時～	開会式
午後2時25分～	全小学校による「みんなで踊ろう！ソーラン」
午後2時45分～	よさこいソーラン・ダンス・楽器演奏ほか
■ 9月22日(日)	
午前11時30分～	よさこいソーラン・ダンス・楽器演奏ほか
午後6時～	よさこいソーランフィナーレ
午後6時20分～	閉会式

交通規制 両日とも午前10時～午後8時に小作駅東口ロータリー周辺で交通規制を行います。ご協力をお願いします。

主催 はむらふるさと祭り実行委員会

後援 羽村市、羽村市商工会、羽村市観光協会、小作・栄五町内会、金刀比羅神社、青少年対策小作・栄小地区委員会、小作・栄五町内会高齢者クラブ

### ■はむらんの運行区間を変更します■

ふるさと祭り当日「はむらん」は交通規制のため終日迂回運行となります。

迂回運行日 9月21日(土)・22日(日)

対象コース 「小作コース」「羽村中央コース」  
バス停 「小作駅東口」のバス停には止まりません。「小作駅東口臨時バス停」(小作台1-3-8付近(小作駅北交差点南側))を利用してください。

問合せ 都市計画課住宅・交通係 ☎ 276



## 第72回羽村市市民体育祭に参加しませんか

### 職場対抗リレー参加チーム募集

市内事業所による職場対抗リレーに参加するチームを募集します。事業所のPRを兼ねて、思い切り汗を流しませんか。優勝から第3位までのチームを表彰します。

日時 10月13日(日) (雨天の場合は14日(月・祝))

会場 富士見公園グラウンド

対象 市内の事業所に勤務する方

定員 18チーム(先着順)  
※1チーム4人(女性1人以上を含む)

※1人100mずつ走ります。  
**パレード参加団体募集**

市民体育祭の昼休みに行うパレードに参加するスポーツ・レクリエーション団体を募集します。

申込み・問合せ いずれも9月13日(金)まで(月曜日を除く)の午前9時～午後5時に、電話または直接NPO法人羽村市体育協会事務局(スポーツセンター2階)へ ☎ 555-1698

特に記載がない場合の受付時間は土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時です。



## 高齢の方への主な福祉施策

～いつまでも安心して暮らしていくために～

問合せ 高齢福祉介護課高齢福祉係 ☎ 176～178

市では、高齢の方を対象に下記の事業を行っています。いずれも事前の申請が必要です。事業によっては訪問調査後に給付を決定するものがあります。詳しくは、問い合わせてください。

事業	対象	内容
※高齢者配食サービス事業	在宅で60歳以上の虚弱なひとり暮らしの方など	月～土曜日の希望日に夕食配達(1食600円)
要介護高齢者おむつ給付事業	在宅の65歳以上で要介護3以上、常時おむつを必要とする方/要支援1～2で疾病などにより常時失禁状態と認められる方(生活保護受給者を除く)	紙おむつ支給(1人1か月4,000円を限度) ※支給にかかる費用の1割は自己負担
ねたきり高齢者寝具乾燥事業	寝具の乾燥が困難な65歳以上の方のみの世帯/在宅で65歳以上のねたきりの方がいる世帯	1か月1回5枚以内を乾燥
高齢者自立支援住宅改修給付事業	おおむね65歳以上で介護保険の認定を受け、住宅の改修が必要と認められる方/予防給付は、認定の結果が非該当の方	手すりの取付け、床の段差解消など(上限20万円) 設備改修:浴槽の取替え(上限37万9,000円)、流し・洗面台の取替え(上限15万6,000円) ※支給にかかる費用の1～3割は自己負担。 ※必ず改修前に相談してください。 予防給付:手すりの取付け、床の段差解消など、介護保険と同内容(上限20万円)
高齢者緊急通報システム事業	65歳以上のひとり暮らし世帯などで身体上慢性疾患(心疾患・循環器)により常時注意を要する方	緊急通報システム機器を設置貸与 ※所得に応じて一部費用負担あり
高齢者火災安全システム事業	おおむね65歳以上のひとり暮らし世帯などで、身体上慢性疾患などにより常時注意と防火などの配慮が必要な方	住宅用防災機器などを設置貸与 ※所得に応じて一部費用負担あり
徘徊高齢者探索サービス事業	おおむね65歳以上の認知症による徘徊行動がある方の介護者	GPSによる位置探索情報システムを活用し、徘徊高齢者の位置情報を介護者に伝え、早期発見 ※利用にかかる費用のおよそ1割は自己負担
特殊眼鏡・コンタクトレンズ費用助成	医療保険に加入している65歳以上の高齢者で、老人性白内障のため水晶体摘出手術を行ったが、身体上の理由により眼内レンズ挿入手術を受けられない方	特殊眼鏡・コンタクトレンズを購入する費用の一部を助成
自立支援日常生活用具給付事業	おおむね65歳以上で要介護・要支援非該当と認定された方で、在宅生活継続のために日常生活用具が必要な方	腰掛便座・入浴補助用具・歩行支援用具・スロープ・歩行補助車を給付 ※支給にかかる費用の1～3割は自己負担
家具転倒防止器具給付等事業	70歳以上のひとり暮らし・高齢者のみ世帯、または、要介護3以上の方を在宅で介護している世帯	家具転倒防止器具(転倒防止板・転倒防止支柱)を給付(1世帯につき3組まで) ※購入費用および取付費用の1割は自己負担
水道・下水道の使用料助成	70歳以上のひとり暮らし・高齢者のみの世帯の方	上下水道料の基本料金を助成(最小口径(13mm)1水栓分) ①世帯構成員全員の助成を受ける年度の市民税が非課税であること ②生活保護受給世帯でないこと。水道・下水道使用料の滞納がないこと
福祉電話事業	65歳以上のひとり暮らし・高齢者のみ世帯で電話がない世帯/70歳以上のひとり暮らし・高齢者のみ世帯で電話があるが市内に親族が住んでいない方	基本使用料と通話料金(月600円まで)を助成。電話のない世帯には電話を貸与(生計中心者の前年分の所得税が年額42,000円以下の世帯で定期的に安否確認が必要な方)

※高齢者配食サービス事業については、いこいの里 ☎ 578-0678 へ直接問い合わせてください。

詳しくは、市公式サイトをご覧ください。